



令和 2 年度 後期分授業料免除申請のしおり (学部・大学院共通)

(申請に当たっての注意事項)

1. 後期授業料免除の申請を希望する者は、このしおりを熟読のうえ、それぞれ所定の申請受付期間内に申請してください。
2. 授業料免除の申請を受理された者は、選考結果が通知されるまでは納付が猶予されますので、授業料を納付しないでください。選考結果が通知される前に授業料を納付した場合、申請を取消しますのでご注意ください。
3. 関係書類を提出する際は、記入漏れがないか、提出書類が全て揃っているかを再確認してください。申請書類等に不備がある場合は不許可とします。また、記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除の許可を取り消します。
4. 申請書類受付後、提出された書類のみでは不十分と大学で判断した場合は、別途、証明書等を請求します。指定された期限までに請求された書類を提出しなかった場合、申請を辞退したものとみなします。
5. 提出する書類は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。やむをえず記載のある書類を提出する場合は、個人番号（マイナンバー）部分を黒塗り等し、読み取りが出来ないようにしてください。
6. 提出書類は授業料免除業務に利用され、その他の目的には利用されません。

※本要項中に表記されている「令和元年」は、特に記載無き場合、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日を指します。

(目次)

- I 授業料免除について p. 2
- II 提出方法・提出書類について p. 3
- III 記入要領 p. 7
- IV 選考基準の概要 p. 10
- V よくある質問 Q & A p. 14

【授業料免除に係る申請書、証明書様式】

- 授業料免除申請チェックシート (5-1, 5-2, 5-3, 5-4)
- 授業料免除申請書(別記様式 3 の 1)(家庭調書、収入状況を含む)
- 証明書の様式

(様式 1) アルバイト等収入申立書	(様式 11) 独立生計申立書
(様式 2) 給与等支払(見込)証明書	(様式 12) 私費外国人留学生経済生活状況報告書
(様式 3) 無職・無収入申立書	(様式 13) 貼付台紙
(様式 4) 退職証明書	(様式 14) 退職申立書
(様式 5) 在学・授業料免除状況証明書	(様式 15) 給与証明書
(様式 6) 年金・恩給に関する申立書	(様式 16) 家族人数に関する申立書
(様式 7) 各種手当・給付金等に関する申立書	(様式 17) 申立書
(様式 8) 母子・父子世帯申立書	(様式 18) 収支決算報告書
(様式 9) 学資負担者の別居(単身赴任等)に係る支出状況報告書	(様式 19) 被害状況申立書
(様式 10) 長期療養証明書	-

※配付される様式には、様式 11 から 19 は入っていません。必要な場合は、本学ホームページから各自でダウンロードしてください。

【授業料免除に関する照会先】

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 鹿屋体育大学学生課生活支援係
電話：0994-46-4888(月～金曜日8:30～17:15) e-mail: gaku-s3@nifs-k.ac.jp
DLページ：https://www.nifs-k.ac.jp/campus_life/fees/tuition.html

I 授業料免除について

次に掲げる「1. 申請資格」に該当する場合は、授業料免除を申請することができます。提出された申請書等に基づき選考し、予算の範囲内で各学期の授業料の全額又は半額免除を決定いたします。授業料免除を希望する者は、次の事項に留意し、このしおりを熟読のうえ、申請に必要な書類等を揃えて、申請期間内に提出してください。

1. 申請書等に不備（記載漏れ）、または**3点以上の不足書類**（ただし、期限までに入手困難な書類は除く）がある場合は受理しません。
2. 申請時に不足書類が2点以下の場合は、「授業料免除不足書類連絡票」を発行し、申請を受け付けますが、必ず所定の期限までに提出してください。提出が無い場合こちらから督促はしません。
3. 申請期間を過ぎた場合は、いかなる理由であろうと申請書等を受理しません。
4. 申請の際には気付かなかった確認事項や不足書類等が後日見つかった場合、学生課生活支援係から1度だけ電話連絡をします。対応できるように生活支援係の電話番号を登録してください。また連絡した期限までに必ず確認事項の連絡や不足書類の提出を行ってください。
5. 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除の許可を取り消します。

1. 申請資格

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 授業料免除申請前6ヶ月以内（※）に、学資負担者が死亡又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害、火災等の被害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者（家計評価額によっては、対象外となることもあります。）

※「授業料免除申請前6ヶ月以内」とは、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間のことです。

以下に該当する場合は、授業料免除の申請をすることができません。

- ・国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、非正規学生。
- ・特別な理由なく、同一学年に留まっている場合又は最短修業年限を超えて在学している場合。
- ・既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した場合。

2. 免除の額

免除の額は当該学期(前期・後期)に納付すべき授業料の全額又は半額です。

3. 選考結果通知

- (1) 免除の選考結果の通知は、12月中旬頃の予定です。
- (2) 申請書を提出した者は、免除の決定があるまで口座振替は行いません。決定の通知があるまでは授業料を納付しないでください。
- (3) 免除結果が出てから約2週間後、不許可の場合は授業料の全額を、半額免除の場合は授業料の半額を大学に届出のあった口座から引き落とします。

4. 申請期間・受付場所

(1) 申請書の配付・申請期間

区 分	後期分
1. 申請書の配付期間	令和2年8月7日(金)～9月28日(月)
2. 申請期間	令和2年8月7日(金)～9月28日(月) ※最終日は、17時15分締切とします。

注1. 申請書は、鹿屋体育大学ホームページからダウンロードできます、また、学生課生活支援係で配付しています。

注2. 申請期間終了後の受付は行いません。なお、申請期間の全期間に渡って、病気、実習や就職活動など特別な事情により指定された期間に提出できない場合は、理由書(任意様式)を作成し、学生課生活支援係に事前にご相談ください。

注3. 令和2年度後期授業料免除申請より郵送での申請を受け付けます。持参による提出と同じく、3点以上の不足書類があった場合は、受理しません。

(2) 受付場所・時間

学生課生活支援係①窓口 (8:30～17:15)

(郵送の場合の送付先) 〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

鹿屋体育大学学生課生活支援係宛て

5. 選考について

(1) 前記1. 申請資格の(1)経済的理由による申請者は、IV 選考基準の概要に定める学力基準及び家計基準のいずれにも該当している者のうち、家計の困窮度の高い者から順次選考します。

(2) 前記1. 申請資格の(2)特別な事情による申請者は、IV 選考基準の概要に定める家計基準に該当している者のうち、家計の困窮度の高い者から順次選考します。

II 提出方法・提出書類について

1. 提出方法

(1) 授業料免除申請チェックシートを事前にチェックし、必要資料を揃えて提出して下さい。

(2) 提出書類のうち、証明書類がA4判より小さい場合は様式13に貼付して提出して下さい。

2. 申請に必要な書類一覧

(1) 申請は、P.4～P.6で該当するものすべてを提出してください。

(2) 所得控除が可能な場合であっても、関係する証明書の提出がない場合は控除の対象となりません。

◆次の1～6は申請者全員が提出する書類

No	必要書類	留意事項
1	申請者区分チェック	B区分の方のみ本紙の書類より授業料免除を申請ください。
2	授業料免除申請 チェックシート	事前にチェックし、必要な書類を揃えて提出してください。
3	授業料免除申請書	申請書は、申請書・家庭調書・収入状況で1セットとなります。
4	アルバイト等収入申立書 (様式1)	アルバイトをしている、していないに関わらず、全員提出ください。
5	世帯全員の「住民票謄本」 (3ヶ月以内に発行されたもの)	<p>①居住者全員を「家庭調書」に記入すること。</p> <p>②申請者本人が別居し、既に住民票を移している場合、申請者本人の住民票は不要。 ただし、独立生計者、留学生は必要。 住民票を移していない就学者で、実家と学校が近郊(同一県内)にあるが、自宅外通学をしている場合は、アパート等の契約書のコピーを提出してください。</p> <p>③住民票の記載と事実が異なる者がいる場合は、「家族人数に関する申立書」(様式16)を提出してください。添付書類として別居者の氏名と現住所を証明する書類(アパート契約書等)のコピーを添付してください。 ※例えば、兄弟姉妹等で別居独立しているが、諸事情により住民票を移していない場合は、実際の住所に関する証明書類が必要となります。</p> <p>④同じ住所で「世帯分離」している場合でも、同一生計と見なし住民票謄本が必要となります。ただし、2世帯住宅等で1階と2階で玄関が分かれており、水道光熱費が別請求である場合は、別生計とみなします。</p>
6	令和2年度(令和元年年分) の所得課税証明書 (市区町村発行のもの) (本人を含む世帯全員分)	<p>①申請者と生計を一にする者全員(申請者を含む)分を提出。 ※就学前の者、兄弟姉妹等の就学者であって、定職収入がない者は提出不要です。 申請者本人(本学学生)は、定職収入がなくても提出が必要です。</p> <p>②収入がない場合でも必ず提出してください。例えば、専業主婦や高齢者等で収入がない場合は「所得0円」「課税台帳に記載なし」「非課税証明書」等の証明書が発行されます。</p> <p>③源泉徴収票、確定申告書等を提出する場合も、所得課税証明書は必ず提出してください ※令和2年1月1日現在、住民票がある役場で発行できます。令和2年1月2日以降に来日した外国人留学生については所得課税証明書が発行されないため提出不要です。</p>
7	選考結果通知用封筒	長形3号封筒に通知先の住所氏名を記入し(P.20参照)、84円切手を貼付してください。
8	授業料等減免の対象者の 認定(継続)に関する申請書 (A様式1または2)	・高等教育の修学支援新制度の対象者(申請資格があるもの)で、給付奨学生以外はA様式1、給付奨学生はA様式2をご提出ください。

◆本人に関する書類（申請者本人が該当する場合）

該当者	必要書類及び留意事項
<p>給付型奨学金（返還義務のない奨学金）受給者 ※高等学校からの進学の場合は高校生として受給した分の証明は不要です。</p>	<p>①採用通知書や奨学生証等、給付期間と金額、貸与・給付が記入されている書類（コピー）。 ※平成31年4月1日～令和2年3月31日に給付された額が対象となります。 ※日本学生支援機構の給付奨学金を除きます。</p>
<p>独立生計者 ※次のすべてに該当する者 ①所得税法上、父母等の扶養親族でない者 ②父母等と別居している者 ③本人（配偶者含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書が発行される者</p>	<p>次のすべての書類を提出してください。 ①「独立生計申立書」（様式11） ②健康保険証（コピー）（有効期限内のもの。申請者が独自に加入していること。結婚している場合は世帯全員分必要） ③直近の家賃・光熱水費領収書（コピー）または通帳のコピー ※学生宿舎生は省略可 ④送金・預貯金で生計を維持している場合は、預貯金通帳のコピー ⑤奨学金受給者は採用通知書または奨学生証（コピー） ⑥手当・給付の受給がある場合は、「各種手当・給付金等に関する申立書」（様式7）</p>
<p>私費外国人留学生</p>	<p>次のすべての書類を提出してください。 ①「私費外国人留学生経済生活状況報告書」（様式12） ②本国の親族等からの送金額のわかる書類（通帳のコピー等） ③給付型奨学金受給者は採用通知書または奨学生証等（コピー） ④直近の家賃・光熱水費領収書（コピー）または通帳（コピー）</p>

◆家族に関する書類（申請者本人及び家族に該当者がいる場合）

区分	該当者	必要書類及び留意事項	
給与所得として区分されるもの	給与所得のある者 (パート・アルバイトを含む)	平成31年1月1日以前から勤務している者 令和元年分の源泉徴収票(コピー) ※複数の勤務先がある場合はすべて提出。 平成31年1月2日以降に転職・就職した者 「給与等支払(見込)証明書」(様式2)	
	令和2年の年収(予想)が前年の10%以上の増減が確実に予想される場合。	「給与等支払(見込)証明書」(様式2)	
	年金・恩給受給者 ※遺族年金・障害年金・恩給等も含まれます ※60歳以上の家族がいる場合は年金有無の確認が必要のため、必ず提出下さい。	「年金・恩給に関する申立書」(様式6) ※最新の年金支払(振込)通知書または年金改定通知書のコピー 複数の年金を受給している場合はすべて提出して下さい。 ※通帳のコピーは不可です。振込通知書を紛失した場合は、各管轄の年金事務所で、再発行をお願いします。	
	手当・給付金受給者 ※児童手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・生活福祉資金・職業訓練受講給付金・市町村からの母子世帯への手当等、公的な手当・給付金を記載	「各種手当・給付金等に関する申立書」(様式7) ※手当内容と受給額のわかる書類のコピー ※一回のみの給付金は対象外とします。(子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金など)	
	雇用保険(失業給付金)受給者	「無職・無収入申立書」(様式3) ※雇用保険受給資格者証(両面(表・裏)をコピー)	
	傷病手当金受給者	「各種手当・給付金等に関する申立書」(様式7) ※傷病手当金支給決定通知書(コピー)	
	生活保護費受給者	「各種手当・給付金等に関する申立書」(様式7) ※生活保護決定(変更)通知書(コピー)※前年分	
	育児休業給付金受給者	「各種手当・給付金等に関する申立書」(様式7) ※育児休業給付金支給決定通知書(コピー)	
	日本学術振興会特別研究員に採用されている者(本人及び配偶者)	採用決定通知書(コピー) 令和元年分源泉徴収票(コピー)	
	給与所得以外の所得として区分されるもの	【確定申告等を行う者】 ・農業収入のある者 ・商・工・林・水産業の収入のある者 ・その他の職業で所得のある者(内職等を含む) ・利子・配当、不動産、雑所得、株式譲渡、一時所得がある者 ・給与収入の他に、上記所得がある者	①受付印のある令和元年分確定申告書控えの第一表、第二表、第三表のコピー ※第三表は申告がなければ提出不要 ②受付印のある令和元年分青色申告決算書又は収支内訳書のコピー ③受付印のある令和2年度市町村・県民税申告書控の表・裏面のコピー ※上記のいずれかを提出して下さい。 ※電子申告のため確定申告書に受付印がない場合は、申告後に国税庁のサイトから送信される受信通知メールを印刷し、併せて提出して下さい。
平成31年1月以降に転業・開業した者		「収支決算報告書」(様式18)	
親戚等からの援助(養育費を含む)のある者(返還義務のない援助金のみ)		「申立書」(様式17) ※「無職・無収入申立書」(様式3)及び「母子・父子世帯申立書」(様式8)の援助の欄で確認できる場合は不要。	
臨時所得がある者		退職金がある場合	「退職証明書」(様式4) ※退職した会社で発行できない場合は、「退職申立書」(様式14)
		資産譲渡・山林所得がある場合	所得金額のわかる証明書(確定申告書をコピーし、金額や支払日が分かるもの)
学資負担者が死亡の場合 令和2年4月1日～令和2年9月30日	①死亡したことが確認できる書類(戸籍抄本、死亡診断書等) ②保険金、退職金より支払った必要経費のわかるもの(葬儀等に要した領収書のコピー等)		
無職・無収入の者	「無職・無収入申立書」(様式3) ※15才以上65歳以下の非就学者で就労可能な無職・無収入の者(ただし、障がい者、長期療養者は除く)		
退職者(平成31年1月1日以降の者)	「退職証明書」(様式4)		

◆特別控除に関する書類（申請者で該当する場合）

該当者		必要書類及び留意事項
高校生以上の就学者 (本人を除く)	国立大学在学者	「在学・授業料免除状況証明書」(様式5) ※申請者本人は不要です。 ※本学在学中の兄弟姉妹等も不要です。
	公立・私立大学、専修学校、高等専門学校在学者	在学証明書
予備校生、防衛大学校生等 (就学者には該当しません)		在学証明書
母子・父子世帯 ※父母の籍が一緒に別居中の場合は対象外。 その場合は、申立書(様式17)にて状況を記載し提出すること。 (例：離婚調停中等)		①「母子・父子世帯申立書」(様式8) ②戸籍謄本 ----- 母子・父子世帯とは下記のいずれかを満たす者が対象となる。 ア 母又は父と18歳未満の子の世帯 イ 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ウ 18歳未満の子の世帯 エ 祖父母と18歳未満の子の世帯 オ 配偶者のいない兄姉と18歳未満の子の世帯 カ 配偶者のいない兄姉と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ※18歳以上の就学者(本人を含む)は18歳未満の子として扱います。 ※「経済力のない祖父母」とは、各々の前年の所得金額が50万円以下の祖父母が対象。
障がい者がいる世帯		身体障害者手帳、保健福祉手帳等のコピー 「年金・恩給に関する申立書」(様式6)→障害年金の有無に関わらず提出して下さい。 療育手帳又は特別児童扶養手当書のコピー 「各種手当・給付金等に関する申立書」(様式7)→手当の有無に関わらず提出して下さい。
原爆被害者(障がいがある者)がいる世帯		次のいずれか1つを提出下さい。 ①被爆者健康手帳(コピー) ②健康管理手当受給証明書(コピー全面)
長期療養者がいる世帯 ※6ヶ月以上通院・入院している者又は予定の者 申請時現在で療養が終わっているものは対象外		①「長期療養証明書」(様式10) ※「長期療養証明書」(様式10)が取得できない場合は①診断書原本(病名・療養期間記載のもの)、②治療費(自己負担分)領収書のコピー(申請前6ヶ月分)を提出すること。 ※日付の古い順に並べて、コピーしたものを提出すること。 ※領収書は、診断書の傷病名に係るものが対象となります。
主たる学資負担者が転勤により単身赴任又は家族の介護のために別居している世帯		①「学資負担者の別居(単身赴任等)に係る支出状況報告書」(様式9) ②家賃、光熱水費など必要経費領収書(申請前6ヶ月分) ※通帳で提出の場合は名義人、引落日・金額の分かる部分のコピーを付すること
火災・風水害等の被害を受けた世帯 令和2年4月1日～令和2年9月30日		①「被害状況申立書」(様式19) ②罹災証明書、被災証明書(被害内容が記載されたもの) ③保険、損害賠償等による補てんされた金額のわかる書類 ④雑損控除をしている場合は、確定申告書(コピー) ⑤修理費等の領収書(コピー)

Ⅲ 記入要領

授業料免除申請書（家庭調書、収入状況を含む）は、各記入例を参考に令和2年10月1日現在で記入して下さい。

1. 申請書

・授業料免除申請書（別記様式第3の1）

- (1) 申請理由については、申請時現在の状況で、申請に至った理由、家庭調書で表現できない事情等を詳細に記入して下さい。
- (2) 申請者本人の携帯電話・メールアドレスは、申請書提出後、本学と必ず連絡が取れる電話番号・メールアドレスを記入して下さい。携帯電話のメールアドレスを記入する場合は、本学のドメインの一部「nifs-k.ac.jp」からのメールを受信できるよう予め設定して下さい。授業料免除に関し、本学が申請者と連絡が取れないことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。
- (3) 火災・風水害等の事情で出願する場合は、家庭調書の「特別控除関係」欄に記入して下さい。

2. 家庭調書

「家庭調書」は、授業料免除選考の大切な資料となりますので、次の注意事項をよく読み、申請時現在の状況をありのままに記入して下さい。※印は、該当するものを○で囲んで下さい。

(1) 「奨学金受給状況」欄

申請者の前年度（平成31年4月～令和2年3月）の給付型奨学金の受給状況（奨学金の名称及び月額）を記入して下さい。なお、高校生として受給した奨学金については記載不要です。

(2) 「就学者を除く家族」欄

- ①申請者と生計を一にする者全員を記入して下さい。
- ②別居かつ独立生計を営む、祖父母・兄弟姉妹等は、記入する必要はありません。
- ③学資負担者には、続柄に○印を付けて下さい。
- ④母子・父子世帯で死亡又は生別している父又は母については、氏名等の記入は不要です。
- ⑤「現在の職業」は、会社員、地方公務員、小学校教諭、食品卸売業など詳しく記入して下さい。なお、専業主婦、パート、無職なども記入し、空欄にしないで下さい。また「現職の採用年月日」も必ず記入して下さい。

(3) 「就学者」欄

就学者全員の学校名、学年等を記入し、各項目の該当するものに○を付けて下さい。学年については、令和2年10月1日現在の学年を記入して下さい。

〈対象者〉

- ①就学者とは、小・中・高・高専・大学（大学院・専攻科・別科を含む。放送大学については全科履修生）・特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）・専修学校に在学する者です。ただし、幼稚園、各種学校、予備校・専修学校（一般課程）・防衛大学校等の学校や大学の研究生、聴講生、科目等履修生等は就学者に該当しませんので、「就学者を除く家族」欄に記入して下さい。なお、この場合も身分の確認等のため、当該校の在学証明書を提出して下さい。
- ②進学が未確定の場合は就学者欄に鉛筆で記入し、進学決定後、様式5「在学・授業料免除状況証明書」または在学証明書を提出して下さい。

〈注意事項〉

- ・本人以外の就学者が専修学校に在学している場合は、正式な学校名を記入し、所在の都道府県名をカッコで囲み記入して下さい。
- ・本人以外の就学者が鹿屋体育大学に在学している場合は、学籍番号をカッコで囲み記入して下さい。なお、この場合、様式5「在学・授業料免除状況証明書」の提出は不要です。

(4) 「特別控除関係」欄

該当する場合のみ記入して下さい。千円未満切捨て。

①母子世帯・父子世帯

該当する項目を○で囲み、死亡・生別の年月を記入して下さい。

②障がい者のいる世帯

家族(本人を含む)に該当者がいる場合は、この欄に続柄を記入し、該当する項目を○で囲んで障がいの程度(等級など)を記入して下さい。

③長期療養者のいる世帯

家族(本人を含む)に、申請時現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められた者がいる場合は、この欄に続柄を記入して下さい。申請時現在で療養が終わっているものは対象外です。

④火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

日常生活を営むために必要な資材(住宅、衣類、家具等)や生活費を得るための基本的な生産手段(田畑、店舗等)の被害について、その年月日及び被害内容、被害額(年額)を記入して下さい。ただし、保険、損害賠償等によって補填された金額は除きます。

⑤学資負担者が別居(転勤、家族の介護等)している世帯

学資負担者が転勤、家族の介護等を理由に別居している場合は、特別に支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品の1ヶ月平均月額を記入して下さい。ただし、別居している家族への扶養送金は控除の対象となりません。

⑥学資負担者が無職・失職の場合

学資負担者が無職・失職の場合は、その年月、生活費の出所、就業見込みを記入して下さい。

3. 収入状況

- (1) 原則として前年(令和元年)の1月から12月までの1年間の収入金額を基にして記入して下さい(臨時所得は原則として申請前1年以内)。なお、前年又は本年の途中で就職した場合は、様式2「給与等支払(見込)証明書」で証明された金額を基に、転職(開業・転業)の場合は、様式18「収支決算報告書」に記載した金額を基に、年間所得見込額を記入して下さい。私費外国人留学生はこの収入状況欄には記入せず、様式12「私費外国人留学生経済生活状況報告書」に記入して下さい。
- (2) 収入金額及び所得金額は千円未満の端数を切捨てして下さい。同一区分で2種類以上の収入がある場合は、合算したあと千円未満の端数を切り捨てて記入して下さい。
- (3) 申請時現在で失職している場合、失職前の職業による収入は記入しないで下さい。

「給与収入」欄

給与収入には、給与・賃金、賞与、役員報酬、専従者給与、パート収入、年金、恩給、失業給付金、生活保護費、児童手当等が含まれます。

(1) 給与・賃金(賞与、パート収入を含む)、役員報酬、専従者給与

前年の源泉徴収票の支払金額又は市区町村長発行の所得課税証明書(前年の所得が証明されている場合のみ)の収入金額等を記入して下さい。前年又は本年の途中で就職又は転職した者については、様式2「給与等支払(見込)証明書」で証明された金額を基に、年間所得見込額を記入して下さい。

(2) 年金・恩給

最新の年金振込通知書・年金改定通知書等の年金額から1年間の受給額を記入して下さい。

(3) 失業給付金

申請時現在で受給している場合のみ、その受給金額(見込額)を算出(「基本手当日額」等、受給している全ての手当等に各々の「所定給付日数」を乗じる)し、記入して下さい。

(4) 生活保護費

申請時現在で受給している場合のみ、令和元年中に受けた受給総額を記入して下さい。令和元年の途中から受給した場合は、受給額から1年間の受給見込額を算出し、記入して下さい。

(様式例: 給与所得の源泉徴収票)

令和元年分 給与所得の源泉徴収票			
支払を受ける者	住所	氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	
	円	円	

「給与収入」欄には次の該当する金額を記入

- ・市区町村発行の所得(課税)証明書の「給与収入」の金額
- ・市区町村発行の所得(課税)証明書の給与所得の「()円」の金額
- ・勤務先発行の源泉徴収票の「支払金額」(様式例)の金額

この金額を「給与収入」欄に記入する

「給与収入以外の所得」の欄

商業、工業、農林業、水産業、その他の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交官、理美容業、旅館、クリーニング業等)、その他の雑所得(家賃、地代、利子・配当、内職、親戚等からの援助、個人年金等)、臨時所得(退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等)による所得が含まれます。

(1) 商業、工業、農林業、水産業、その他の職業

令和元年分の確定申告等の所得金額又は市区町村長発行の所得課税証明書(前年の所得が証明されている場合のみ)の所得金額を記入してください。令和元年又は令和2年の途中で開業又は転業した者については、「収支決算報告書(様式18)」に記載した金額を記入してください。また、大工・左官等の職業のうち、建設会社に勤務し、一定の給与を受けている場合は「給与収入」欄に記入してください。

(2) 家賃、地代、利子・配当

令和元年分の確定申告等の所得金額又は市区町村長発行の所得課税証明書(前年の所得が証明されている場合のみ)の所得金額を記入してください。

(3) 内職、親戚等からの援助、個人年金

前年(令和元年)1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を所得金額として記入してください。確定申告を行っている場合は、令和元年分の確定申告者等の所得金額又は市区町村長発行の所得課税証明書(前年の所得が証明されている場合のみ)の所得金額を記入して下さい。源泉徴収票が発行されている場合は、「給与収入」欄に記入してください。上記に当てはまらない場合は学生課生活支援係まで相談してください。

(4) 臨時所得(退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等)

概ね申請前6ヶ月以内の収入金額から公租公課等を控除した金額を記入してください。

(様式例: 所得税確定申告書B)

「給与収入以外の所得」欄には次の該当する金額を記入

- ・市区町村発行の所得(課税)証明書の給与以外の「所得」の金額
- ・税務署に提出した確定申告書控の「所得金額」(様式例)の金額

IV 選考基準の概要

授業料免除の選考基準は、「1. 学力の基準」と「2. 家計の基準」の2つに区分されます。

経済的理由による申請者は「1. 学力の基準」と「2. 家計の基準」のいずれも満たしている者、特別な事情による申請者は「2. 家計の基準」を満たしている者が適格者となります。

1. 学力の基準

所属	申請時現在の学年	前年次までの標準修得単位数	評定平均値 学業成績算定値	備考
学部	1年次	-	3.2以上	出身高等学校からの調査書
	2年次	31単位以上	3.2以上	前年次までの学業成績算定値
	3年次	62単位以上	3.2以上	
	4年次	93単位以上	3.2以上	
		編入学生の初年次	-	3.2以上
大学院	1年次	-	3.2以上	出身大学・大学院において修得した学業成績算定値
	2年次以上	-	3.2以上	前年次までの学業成績算定値

～ 学業成績算定値の算出方法 ～

◇前年次まで修得した成績を評語毎に点数付けし、その合計を前年次まで科目数（学部2年次以上及び大学院2年次以上はDの科目数を含む。）で除して算出する。

<計算式>

$$\text{学業成績算定値} = \frac{(\text{S及びAの科目数}) \times 5 + (\text{Bの科目数}) \times 3 + (\text{Cの科目数}) \times 2 + (\text{Dの科目数}) \times 0}{\text{科目数}}$$

◎計算してみよう！

$$\boxed{} = \frac{() \times 5 + () \times 3 + () \times 2 + () \times 0}{()}$$

◇小数点以下第2位を切り捨て 例) 3.17 → 3.1

◇GPAの数値ではありません。

◇特例

- ① 母子父子世帯に属するもの
- ② 生活保護法による被保護世帯に属するもの
- ③ 障害者（本人）
- ④ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟

特例措置として、「3.2」を「3.0」と読み替えることができます。

2. 家計の基準

申請の基準日（令和2年10月1日現在）の状況により、以下の計算方法で「家計評価額^(※1)」が0円以下になれば家計基準の適格者となります。家計評価額の低い方から予算の範囲内で全額免除・半額免除が許可されます。（基準に該当する場合であっても、適格者数等の状況により免除の対象になるとは限りません）

$$\boxed{\text{家計評価額}^{(※1)}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{収入基準額}}$$

(①給与所得+②その他の所得)－特別控除額

(1) 総所得金額

総所得金額とは、総収入金額から、(2)必要経費(3)特別控除額を差し引いた金額とし、総収入金額とは以下の金額をいいます。

- ア. 申請者の属する世帯の金銭、物品などの合計金額です。ただし、申請者本人の受給している貸与型奨学金及び親の扶養になっている申請者本人のアルバイト収入は総収入金額に算入しないで下さい。
- イ. 独立生計者と認定された者については、本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)の金銭(貸与型奨学金は除く)などの合計金額です。本人(配偶者があるときは、配偶者を含む)が父母等からの金銭などの給付を受けている場合はその金額も合算します。
- ウ. 私費外国人留学生に係る家計の判断については、原則として、その者の属する世帯の金銭などの合計金額で判定することとしますが、これにより難いと認められる場合は、独立生計者とみなし、本国からの送金又はその他の援助がある場合はその金額も合算します。
- エ. 1年間の総収入金額は、申請前年1月から12月までの収入金額を基礎として算定し、本人が受給している返還義務のない奨学金(給付型奨学金)等については、申請の前年度1年間に実際に受けた金額とします。

なお、総所得の算定の際、本人等の収入が当該年度において皆無であることが明らかな場合は、前年において収入がある場合であっても、総所得金額に算入しないことができます。

(2) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱います。

① 給与所得

給料、賃金、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(失業給付金、生活保護費等を含む)の収入金額については、次の算式によって得られた金額を控除します。

収入金額(税込)	控除額の計算式	控除額
1,040千円以下	収入金額と同じ	給与収入が900千円の場合 900千円
1,040千円より多く2,000千円以下	収入金額×0.2+830千円	給与収入が1,500千円の場合1,500×0.2+830=1,130千円
2,000千円より多く6,530千円以下	収入金額×0.3+620千円	給与収入が3,000千円の場合3,000×0.3+620=1,520千円
6,530千円より多い	2,580千円	2,580千円

注1：給与所得者が2人以上いる場合は、計算を各人ごとに行います。

注2：同一人で2つ以上の収入源があり、いずれも給与所得の場合は収入金額を合算後、総所得金額を算定しま

す。

② 商業、工業、林業、水産業所得

- ア 年売上高から、必要経費として、売上原価と営業経費を控除します。
- イ 売上原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分(棚卸資産)は含めません。
- ウ 営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等の収入金額を得るための必要経費をいいます。

③ 農業所得

- ア 総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したものの)の購入費を控除します。

イ 総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額(粗収入)のほか、養蚕、牧畜、養豚等農産物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額(粗収入)に加算します。家計仕向け分(自家消費)も販売価格で換算して含めるものとします。

④その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等)によって収入を得ている場合及び利子・配当、家賃、地代、内職、親戚等からの援助等による収入の場合、それぞれ収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除します。

⑤臨時的な所得

ア 公租公課等の経費を控除します。

イ 臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、概ね当該期授業料免除申請前6ヶ月間における収入とします。

(3) 特別控除額(早見表)

事 情		特別控除額				
A. 世帯を対象とする控除	母子父子世帯	490千円				
	就学者 (国立大学就学者で授業料免除を受けている場合、控除額が変更されます。下記①参照)	小学生	90千円			
		中学生	170千円			
		高校生			自 宅	自 宅 外
			国・公立	190千円	410千円	
		私立	330千円	540千円		
		高専生	国・公立	1～3年次	280千円	500千円
				4・5年次	400千円	620千円
			私立	1～3年次	540千円	760千円
				4・5年次	660千円	880千円
		大学生	国・公立		670千円	1,160千円
			私立		1,110千円	1,590千円
		専門学校生	高等課程	国・公立		70千円
				私立		290千円
	専門課程		国・公立		250千円	
私立			790千円			
障がい者	1人につき990千円					
学費負担者別居	上限 710千円 (限度額未滿はその支出額)					
災害	相当額					
父母以外の所得者	1人につき上限 380千円(限度額未滿はその所得額) 本人及び配偶者の所得については控除しません。					
B. 本人を対象とする控除	自宅通学者 280千円	自宅外通学者 720千円				
	※独立生計者・留学生は、学生宿舎、民間のアパート居住者であっても「自宅通学者」として取り扱います。					

①国立大学就学者の前年度の授業料免除に係る控除一覧

就学者の前年度(前期・後期)の授業料免除状況	控除額計算式		控除額(年額 535 千円)	
	自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
前期・後期とも全額免除の場合	280千円を使用	720千円を使用	280千円	720千円
全額免除と半額免除の場合	年額×0.25+280千円	年額×0.25+720千円	414千円	854千円
前期・後期とも半額免除の場合 1回のみ全額免除の場合	年額×0.5+280千円	年額×0.5+720千円	548千円	988千円
1回のみ半額免除の場合	670千円を使用	1,160千円を使用	670千円	1,160千円

(4) 収入基準額

半額免除における収入基準額

世帯 の人員	区分	学部	修士課程	博士後期課程
1人		1,670,000円	1,820,000円	2,540,000円
2人		2,660,000円	2,900,000円	4,040,000円
3人		3,060,000円	3,340,000円	4,670,000円
4人		3,340,000円	3,640,000円	5,070,000円
5人		3,600,000円	3,930,000円	5,480,000円
6人		3,780,000円	4,120,000円	5,740,000円
7人		3,950,000円	4,320,000円	6,020,000円
備考		世帯の人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。	世帯の人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。	世帯の人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

全額免除における収入基準額

世帯 の人員	区分	学部	修士課程	博士後期課程
1人		880,000円	960,000円	1,320,000円
2人		1,400,000円	1,520,000円	2,120,000円
3人		1,620,000円	1,770,000円	2,450,000円
4人		1,750,000円	1,920,000円	2,660,000円
5人		1,890,000円	2,080,000円	2,880,000円
6人		1,990,000円	2,170,000円	3,020,000円
7人		2,070,000円	2,260,000円	3,150,000円
備考		世帯の人員が7人を超える場合は、1人増すごとに80,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。	世帯の人員が7人を超える場合は、1人増すごとに90,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。	世帯の人員が7人を超える場合は、1人増すごとに130,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

V よくある質問Q & A

◆申請に関すること

Q1：授業料免除の書類提出期限を延長してもらうことは可能ですか。

A1：期限を守って書類を提出している他の申請者との公平性も踏まえて、特定の方だけ期限を超えて申請を認めることはできません。必ず書類提出期限までに申請して下さい。

Q2：必要書類が揃っていないのですが、受付できますか。

A2：原則、期限までに全ての必要書類が揃っていない場合、受付はできませんが、受付時に判明した不足書類が2点以下の場合は、「授業料免除不足書類連絡票」を発行し、申請を受け付けます。

ただし、進学を予定しているが入学前である兄弟姉妹の在学証明書等、期限までに入手困難な書類がある場合は、担当係に相談下さい。該当書類のみ、追加書類として提出期限を設定いたします。また指定した期限までに提出がない場合は、書類不備で不許可となりますのでご注意下さい。

◆所得に関すること

Q3：所得課税証明書の発行を市区町村へお願いしたところ、何年（度）の証明が必要であるか聞かれました。どのように答えたらよいですか。

A3：「年」と「年度」では内容が異なります。

令和2年度後期授業料免除では、「平成31年1月～令和元年12月」の所得のわかる証明書が必要となります。市区町村担当者へその旨伝えて発行をお願いしてください。また、所得課税証明書が発行できる市区町村役場は、令和2年1月1日現在住民票がある役場で発行できます。

Q4：兄は前年所得がなかったのですが、所得課税証明書は必要ですか。

A4：必要です。所得が無いことの証明になりますので、提出して下さい。

Q5：弟は前年所得が少なく、申告していなかった為、所得課税証明書が発行できませんでした。必要ですか。

A5：必要です。市区町村役場で所得の申告をした上で、所得証明の発行を受けて下さい。

Q6：母が専業主婦で所得が無く、役所で所得課税証明書が発行できませんでした。提出は必要ないですか。

A6：市区町村役場の窓口で「非課税証明書」を発行してもらい、大学へ提出して下さい。

Q7：源泉徴収票や確定申告書を提出したので、所得課税証明書は提出しなくてよいですか。また、所得課税証明書を提出した場合は、源泉徴収票等を提出しなくてよいですか。

A7：所得課税証明書および源泉徴収票等の所得に関する書類は、収入の内容が年度で異なる為、両方とも提出が必要です。両方を確認することで、申告されたもの以外に収入がない等を審査しています。

Q8：確定申告書のコピーを提出するのですが、受付印が押印されていません。受付印がなくても大丈夫ですか。

A8：確定申告書・市町村県民税申告書は受付印が押印されているもののコピーを提出する事になっています。

税の申告受付前の申告書のコピーの提出は不可ですが、受付後に受付印の押印漏れの場合は、申告書右下に、「提出した原本と相違ありません。」と記載し、署名、捺印の上、提出して下さい。

Q9：母が2カ所でパートをしています。一方は勤続5年目、もう一方は勤続3ヶ月目です。収入についての証明はどのような書類が必要ですか。

A9：申請書には、職業の欄に2カ所で働いている事を記載し、それぞれの採用年月日も記入して下さい。提出書類については、勤続5年目の勤務先では令和元年分源泉徴収票のコピー、勤続3ヶ月目の勤務先では現在の収入を「給与等支払(見込)証明書(様式2)」で勤務先に証明していただいで下さい。

なお、勤続3ヶ月目の勤務先の前に他の勤務先で勤めており、退職した場合(平成31年1月1日以降)は、「退職証明書(様式4)」がパート勤務であっても必要となります。

Q10：父は今年(令和2年1月)より、自営業を始めました。昨年の収入はありませんので確定申告はしていません。現在は自営業ですが、収入の証明はどのように提出したらよいですか。

A10：父親に令和2年1月～9月までの収入について、「収支決算報告書」(様式18)に記入していただき、提出して下さい。

Q11：昨年父が畑を売却しました。どのような書類が必要ですか。

A11：このような所得は臨時所得となりますので、いつ畑を売って収入を得たのかの確認が必要です。売却した年月日と収入金額、税額の確認できる書類のコピーを提出して下さい。

◆年金に関すること

Q12：父が年金を受給しているのですが、年金振込通知書を紛失してしまいました。源泉徴収票のコピーでも可能ですか。

A12：年金を受給されている日本年金機構や、各種年金窓口にて年金振込通知書の再発行を依頼して下さい。事情により再発行できない場合は、学生課窓口へ相談して下さい。また、年金の額が改定されている場合は、年金額改定通知書のコピーも提出して下さい。

Q13：父が日本年金機構ではなく、企業年金と保険会社で契約している年金を受給しているのですが、この場合も年金振込通知書のコピーを提出するのみでよいですか。

A13：本来、「個人年金」の場合は、給与以外の所得として計上しますが、源泉徴収票が発行されている場合は「公的年金」と同等の扱いとなり、給与収入として計上します。振込通知書のコピーと源泉徴収票のコピーを併せて提出して下さい。

◆手当に関すること

Q14：現在母子家庭の為、児童扶養手当を受給しています。妹が2月に18歳となった為、4月から受給人数が3人から2人になりました。授業料免除申請で特に必要となる書類があれば教えて下さい。

A14：手当支給対象人数が変更された証書が届いているのであれば、そちらを提出して下さい。まだ届いていない場合は、変更後の児童扶養手当が振り込まれた通帳のコピー(通帳名義人の分かる部分、手当の振込日及び振込金額を確認できるようにすること)を提出して下さい(児童扶養手当以外の項目・金額を黒ペンで塗りつぶすこと)。振込が遅くなる場合等、期日までに変更後の金額を確認できない場合は学生課に相談して下さい。

Q15：現在姉が、雇用保険(失業給付金)を受給していますが、令和2年8月で受給が終了します。何か書類を提出する必要はありますか。

A15：受給の終了を確認するため「雇用保険受給者証」の両面のコピーを提出して下さい。その後、姉が就職した場合は「給与等支払(見込)証明書」(様式2)を提出して下さい。

Q16：現在、生活保護費を受給しています。月額の変更があったので、先月と今月で受給月額に差があります。どちらを提出したらよいですか。

A16：生活保護費は家族の収入状況の変化、兄弟の進学等で毎月変動があるので、月の受給平均額を確認します。基準日前前年1年分(受給期間がそれ未満なら受給期間分)の生活保護変更決定通知書(月額記載のもの)のコピーを提出して下さい。

◆在学証明書に関すること

Q17：兄弟が今年10月から大学院へ進学予定です。申請時では、まだ合否が決まっていないのですが、記入、証明書の提出はどうしたらよいですか。

A17：10月入学予定の場合、申請書の兄弟の学校名記入のところに「大学院進学予定」と鉛筆書きで記入し、入学後速やかに、在学証明書を提出して下さい。提出の際に、申請書へボールペンで学校名を清書して下さい。(在学証明書の提出は令和2年10月15日締め切り)

Q18：高校生以上の就学者の在学証明書は学生証のコピーでよいですか。

A18：学生証のコピーでは受付できません。大学が指定する在学証明書で発行願います。

Q19：現在大学に在学している兄が、10月より休学します。在学証明書は必要ですか。

A19：令和2年10月1日現在の内容を記載して頂くので、兄が休学予定ならば、就学者としての控除はありません。

就学者を除く家族の欄に名前を記載し、職業の欄に、「大学休学中」と記入して下さい。提出書類として、所得課税証明書と無職であれば「無職・無収入申立書」（様式3）、アルバイト等仕事をしていれば「給与等支払（見込）証明書」（様式2）を提出して下さい。

Q20：兄が通信教育又は夜間主学生で、大学に在籍しています。昼は正社員として仕事もしています。申請書にはどのように記載したらいいですか？提出書類はどのようなものが必要ですか。

A20：申請書には、「就学者を除く家族」と「就学者」の欄の両方にあなたの兄の名前を記載し、兄が通信教育（又は夜間）で大学に在籍し、正社員で仕事をしていることを申請理由にも記載して下さい。

提出書類は、兄の通信教育大学に「在学・授業料免除状況証明書（様式5）」を記載してもらい、提出して下さい。また兄の所得課税証明書（平成31年1月以降に仕事を始めた場合は、「給与等支払（見込）証明書（様式2）」）を提出して下さい。なお、本回答はあなたの兄が「生計をひととするもの」であることを前提としています。生計が別の場合は兄について申請書類に記載する必要はなく添付書類も不要です。

Q21：姉が学校教育法に定めのない学校（防衛大学校、職業能力開発大学校、農業大学校など）に通っています。書類への記載方法及び添付書類はどのようになりますか。

A21：申請書には、「就学者を除く家族」欄にあなたの姉の名前を記載し、姉が当該学校に在籍していることを「申請理由」にも記載して下さい。添付書類は、姉の所得課税証明書、「在学・授業料免除状況証明書（様式5）」（様式5により難しい場合は学校所定の在学証明書）となります。

Q22：兄が現在、アメリカに留学しています。在学の証明にはどのような書類が必要ですか。

A22：在学証明の内容については、氏名、年次、学校名が確認できる証明書を提出して下さい。また、国立（州立）・公立・私立の区分を確認し、記載して下さい。必ず、日本語訳を添付して下さい。

Q23：兄弟が、同じ鹿屋体育大学に在学しています。在学証明書は必要ですか。

A23：同じ鹿屋体育大学であれば、在学証明書は不要です。申請書に大学名を記載し、学部、学籍番号を記載してください。

Q24：兄弟で鹿屋体育大学に在学しています。2人とも授業料免除を申請していますが、共通する書類の場合には、コピーでの提出は可能でしょうか。

A24：各個人毎に選考を行う関係上、どちらも原本を提出してください。

Q25：弟は今年3月高校を卒業し、4月から浪人して大学受験の為予備校に通っています。職業は無職ですか。

A25：令和2年10月1日現在で確認になりますので、職業は無職または予備校生となり、「就学者を除く家族欄」に名前を記載してください。所得課税証明書と「無職・無収入申立書」または予備校での在学証明書を提出してください。

◆学資負担者に関すること

Q26：父の会社が倒産してしまい、退職証明書の発行ができません。どのようにしたらよいですか。

A26：父親に退職の内容を「退職申立書」（様式14）に記入していただけて下さい。退職金があれば、退職金が振り込まれた通帳のコピー（通帳名義人、退職金の振込日及び振込金額が分かる部分）を提出して下さい（退職金以外の項目・金額を黒ペンで塗りつぶすこと）。

通帳名義人が父親と異なる場合は、父親に支払われたことの確認できる書類を添付して下さい。

Q27：父が令和2年6月に会社から解雇宣告され、令和2年9月末で退職する事になりました。どのような書類が必要ですか。

A27：退職と同時に「退職証明書（様式4）」を発行してもらえるように、会社に依頼してください。また、雇用保険を受給されるなら、雇用保険受給者証の両面をコピーして提出してください。

Q28 : 現在、父が単身赴任をしていますが、家賃・電気・ガス・水道等の領収書を紛失してしまい、領収書のコピーを提出できません。口座から引き落としなので、通帳のコピーでも構いませんか。

A28 : 家賃・電気・ガス・水道等の支払日と金額のわかる通帳のコピーを提出してください(家賃・電気・ガス・水道等以外の項目・金額は黒ペンで塗りつぶす。また、どの行が何についての支払か記載すること)。家賃については契約書等のコピー(家賃月額記載)でも構いません。

Q29 : 学資負担者が亡くなりました。どのような書類が必要ですか。

A29 : 令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に学資負担者が死亡した場合は、次の書類が必要です。ただし、後期授業料納付後に亡くなった場合は対象外です。

- ①死亡の確認できる書類(戸籍抄本・死亡診断書)
- ②保険金の支払計算書
- ③死亡退職金があれば、支払日及び金額の分かる書類または通帳のコピー(通帳名義人、退職金の振込日及び振込金額がわかる部分)。通帳名義人が亡くなった本人と異なる場合は亡くなった本人に支払われたことの確認できる書類を添付すること。
- ④保険金または退職金より支払った必要経費の領収書(コピー)
- ⑤必要経費を確認できる書類(コピー)(病院の費用・葬儀代等。ただし、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間にかかった費用を確認します。)

Q30 : 実家のさとうきび畑が台風の為、被害にあいました。どのような書類が必要ですか。

A30 : 令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に災害にあった場合は、次の書類が必要です。

- ①被災証明書(被害内容が記載されたもの)・・・消防署又は市区町村役場で発行のもの
- ②損害保険支払証明書
- ③「被害状況申立書」(様式19)

◆長期療養費、介護保険に関すること

Q31 : 祖父が昨年10月から入院しています。申請書では、令和2年4月1日から令和2年9月末までの領収書のコピーを提出することになっていますが、申請受付時は9月分を提出できません。あとから提出することは可能でしょうか。

A31 : 申請受付時には、「長期療養証明書」(様式10)で申請時までの証明を受け、申請時以降分については、指定された日までに領収書を追加提出して下さい。それも難しい場合は学生課窓口で相談して下さい。

Q32 : 6ヶ月前に、一緒に生活していた祖母が骨折の為入院し、無事退院したのですが、家での介護が困難な為、3ヶ月前から、老人施設に入ることになりました。住んでいる場所は違いますが、そのまま同じ家族世帯とみてよろしいでしょうか？ その場合はどのような書類が必要ですか。

A32 : 祖母は、そのまま同一生計の家族として世帯に含めて申請書に記入して下さい。また、祖母が長期療養中である場合は、Q31と同様に長期療養者控除の対象となるため、領収書等(基準日前の直近6ヶ月分)も提出して下さい。なお、本回答は、祖母が施設入所後も「生計を一とするもの」であることを前提としています。生計が別の場合は祖母について申請書類に記載する必要はなく、添付書類も不要です。

◆独立生計に関すること

Q33 : 提出書類の様式11「独立生計申立書」の収入の欄に「貯金」とありますが、これは現在の預貯金残高を記入するのですか。

A33 : 貯金の金額は、現在の貯金残高から取り崩し、生活費として1ヶ月分使用する金額を記載して下さい。

Q34 : 両親からの仕送りが一切なく、アルバイト収入と奨学金だけで生活しています。独立生計者として申請できますか。

A34 : 両親からの仕送りがなければ独立生計者とは認められません。独立生計者の要件(P.5参照)を全て満たしている必要があります。

◆留学生に関すること

Q35：令和2年3月に日本に、来日しました。市区町村で所得課税証明書は発行できますか。

A35：令和2年1月1日現在、日本に住民票がない場合は、発行できません。その旨、「申立書」（様式17）に記載し、提出して下さい。

Q36：令和2年2月に鹿児島に来ました。令和2年1月1日には、住民票は日本の福岡県にありました。鹿屋の市区町村で所得課税証明書は発行できますか。

A36：現在住所のある市区町村では発行できません。

令和2年1月1日現在、住民票がある市町村で発行できます。当該市区町村から取り寄せて提出して下さい。

Q37：提出書類の様式12「私費外国人留学生経済生活状況報告書」の収入の欄に「貯金」とありますが、これは現在の預貯金残高を記入するのですか。

A37：貯金の金額は、現在の貯金残高から取り崩し、生活費として1ヶ月分使用する金額を記載して下さい。

◆その他

Q38：免除の結果はいつ発表になりますか。また、免除結果の通知は郵送されますか。

A38：授業料免除の審査結果は、前期分については7月中旬頃、後期分については12月中旬頃に、郵送による結果通知を行います。

※授業料免除に関する連絡事項は全て掲示板にて通知を行いますので、常に掲示板を確認するようにしてください。

掲示板の確認を怠ったため申請期間が分からず、申請ができなかった学生が毎年います。

Q39：全額免除の基準を充たしていると思われるのですが、半額免除となりました。

A39：授業料免除の審査は限られた予算内で行っておりますので、必ずしも全額免除になるとは限りません。

Q40：授業料免除の結果が不許可でした。理由を教えてください。

A40：申請結果が不許可となった理由は、申請者である学生本人が、学生証を持参のうえ担当係の窓口へ来た場合のみ説明します（個人情報保護のため、電話やメールでのお問い合わせには回答できません）。

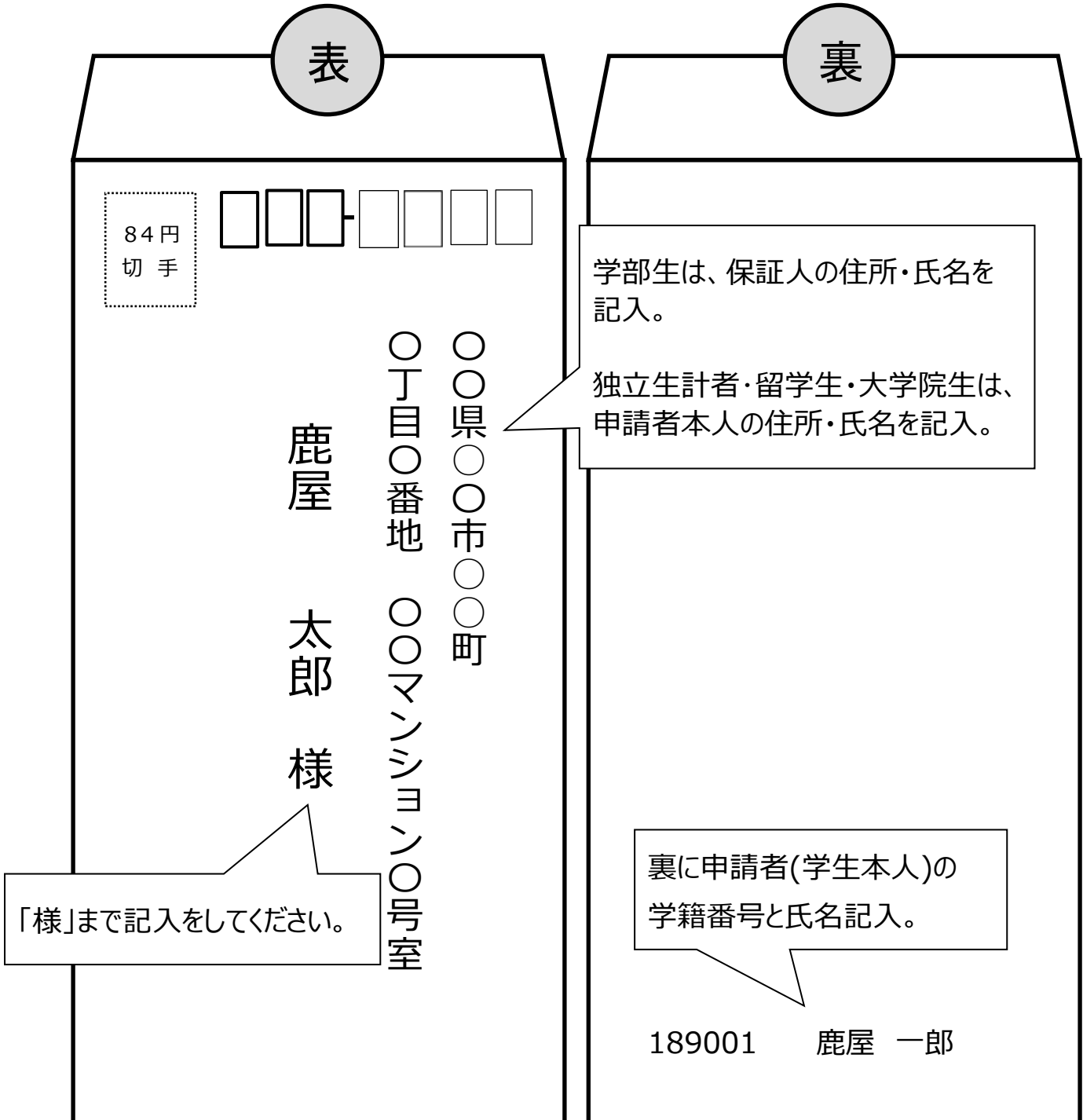
前回の申請時より家計状況が悪化したにも関わらず不許可であった場合は、成績が学力基準を満たしていない可能性がありますので、ご自身で確認して下さい。

Q41：本学に在籍したまま、協定による交換留学を考えています。交換留学中も免除申請はできますか？

A41：本学に在籍しているのであれば申請できます。但し、申請にあたって修得単位等の条件を満たさない場合がありますので、事前に学生課窓口で相談して下さい。

選考結果通知用封筒の書き方

(封筒サイズ・・・長形3号)



封筒のサイズは「長形3号」です。